

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 3 年 6 月 2 日

全国健康保険協会群馬支部
支部長 下田 正宏

1 調達内容

- (1) 調達件名
令和 3 年度 特定健康診査受診券等封入封緘業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書等による。
- (3) 履行期限
令和 4 年 1 月 31 日
- (4) 納入場所
全国健康保険協会群馬支部
- (5) 見積競争方法
見積競争は、各見積単価（小数点第 2 位まで）に各予定数量を乗じて算出された額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額にて行う。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積書に記載された金額の計算に誤りがある場合は無効となるため注意すること。

2 見積書等の提出場所等

- (1) 提出場所、仕様書等の配布及び問い合わせ先
〒371-8516
群馬県前橋市本町 2 丁目 2 番 1 2 号 前橋本町スクエアビル 4 階
全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ
電話 027-219-2100 ガイダンス⑤（担当）丸澤
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、配布については、原則
郵送といたします。
仕様書の交付を希望する場合には、【別紙 1】を FAX にて提出してください。

(2) 提出書類

①見積書

②実績申立書

③平成 31・32・33 年度(又は令和 01・02・03 年度)厚生労働省競争参加
(全省庁統一参加資格) 「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し

④ プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証の保有の
わかるもの (写し可)

⑤ 直近一年間(令和 2 年 4 月分～令和 3 年 3 月分)の健康保険料・厚生年
金保険料の納入が確認できる書類(領収書(写)もしくは納付証明書
(写))

⑥ 全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書

⑦ 暴力団等の排除の誓約書

※ ①、②、⑥、⑦につきましては、仕様書と共に所定の様式を送付いた
します。

3 見積書の受領期限

令和 3 年 6 月 16 日 (水) 15 時 00 分まで (厳守)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、見積書については、原則
郵送での受領とさせていただきます。

4 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に規定する次の事項に該
当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者 (未成年、被保佐人又は被補助人で
あっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。) 及び破産
者で復権を得ない者。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年 (全国健康
保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間) を経過
していない者。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件
の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の
利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた
とき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 平成 31・32・33 年度（又は令和 01・02・03 年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 競争参加者は次の資格を有すること。
 - (ア) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - (イ) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証について、少なくともいずれか 1 つを取得している者であること。
- (7) 令和 2 年度において、当該委託業務と同規模(7,000 件)以上の個人情報を含む封入封緘業務を 2 件以上請け負った実績を有する者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 協会けんぽの行う事前書類審査に合格した者であること。

5 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会群馬支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (4) 最低価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、当該提出者にくじを引かせ、決定するものとする。また、提出者が直接くじを引くことができない場合は、見積競争執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き決定するものとする。
- (5) 見積結果については決定業者にのみ別途、連絡する。
- (6) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (7) 詳細については、当支部から配布する仕様書等による。
- (8) 契約書作成の要否 要

仕様書等依頼書

① 調達件名	
② 貴社名	
③ ご担当部署及びお名前	
④ 送付先ご住所	〒
⑤ 電話番号	
⑥ FAX 番号	

- 仕様書等をご希望される場合は、FAX にてご申請ください。
- なお、複数の公告に対する仕様書等をご希望される場合は、それぞれに対して依頼書が必要です。
- ご希望の仕様書等は、郵便にて送付いたします。

FAX 027-219-2106

全国健康保険協会(協会けんぽ)群馬支部

企画総務グループ 担当 丸澤

電話 027-219-2100 ガイダンス⑤

